

令和元年度第2回遠野市総合計画審議会報告資料

主要な施策等の取組状況について

令和2年3月23日
遠野市

1 遠野市景観資源の保全と再生可能エネルギーの活用との調和に関する条例の改正

報告の趣旨

【担当：総務企画部 政策担当】

令和2年3月遠野市議会定例会において、再生可能エネルギー事業のうち、特に太陽光発電事業に対する規制強化を目的に、「遠野市景観資源の保全と再生可能エネルギーの活用との調和に関する条例」の改正提案を行い、全会一致で可決・成立した。

報告概要

1 改正条例の名称

遠野市景観資源の保全と再生可能エネルギーの活用との調和に関する条例

2 条例改正の主な内容

■ 太陽光発電事業の規制を強化

再生可能エネルギーのうち、景観、防災上の影響が大きく、法的規制の少ない**太陽光発電事業を制限**

■ 許可制の導入

事業区域が3,000㎡を超える再生可能エネルギー事業を実施しようとする場合において「届出制」から「許可制」に変更

■ 抑制区域を規定

市内全域を太陽光発電事業を抑制する「抑制区域」を規定

■ 許可対象の面積上限を設定

事業区域が**10,000㎡以上の太陽光発電事業は不許可**とし、事業区域が10,000㎡に満たない太陽光発電事業の場合でも、条例の目的に照らし、許可の可否を判断することを規定

■ 事業区域の適正管理を規定

資源エネルギー庁のガイドラインを踏まえ、**自然環境の保全、景観の損失対策、災害の発生防止、事業終了後の撤去等を規定**

3 全国的な状況について

本市の調査では、「許可制」による条例を制定している自治体は、全国でも10自治体程度（滋賀県大津市、大阪府箕面市、群馬県富岡市等）である。

県内自治体で許可制の条例を制定したのは初めてであり、独自調査によれば、10,000㎡以上の太陽光発電事業を規制対象とする事例は、確認できていない。

4 施行日 令和2年6月1日

※ 一定の周知期間を設けて施行

5 経過措置（適用除外）

施行日前日までに、改正前の条例第8条第3項に基づいた事前協議を提出している事業については改正前の条例を適用する。

条例の主な改正点

項目	改正の状況	内容
適用事業対象	変更なし	事業区域が3,000㎡を超える再生可能エネルギー事業が対象
事業者の定義	変更	事業者の定義を、「再生可能エネルギーの設備を設置する者」に「再生可能エネルギー設備を用いる事業を行う者」を加え、責任の範囲を発電期間終了時まで拡大
抑制区域の指定	新規	太陽光発電設備の設置を抑制する区域を、各個別法で規定する区域を根拠に「抑制区域」として指定 ※ 景観法の指定地域が市内全域であることから、結果として市内全域が抑制区域となる。
許可制の導入	新規	<ul style="list-style-type: none"> ・事業に係る手続きを、「届出制」から「許可制」に変更 ・太陽光発電事業は、事業区域が10,000㎡未満で、要件を満たすと認められる場合のみを許可対象とする。
土地の所有者の責務	新規	土地所有者の責務として、災害発生の恐れがある事業等に対し、土地を使用させないようにする旨を規定
事業者の責務	変更	事業者の責務に、「関係法令の遵守」「景観資源等の保全及び災害防止のために必要な措置を講じること」を追加
実施方針協議	新規	事業の計画段階において、市との方針協議を行う旨を規定
説明会の実施	新規	地域住民等への説明会の実施を義務付け
事業計画策定ガイドラインに基づく措置	新規	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境の保全、景観の損失対策、災害の発生防止など、「事業区域の適正管理」を規定 ・異常発生時の対応に、地域住民及び市長への通報と事業者による「災害等防止策」を規定 ・事業終了後の適正処分について、「設備の撤去、事業区域の現状回復、必要な資金の確保」を規定
指導、助言又は勧告	変更	指導、助言、勧告の適用範囲を拡大
監督処分	新規	<ul style="list-style-type: none"> ・許可条件等に違反した事業者に対する「許可の取消」を規定 ・許可内容に適合しない工事に対する「工事の施工停止」「必要な措置を命ずる」旨を規定
再エネ審議会の所掌事項	変更	審議会の所掌範囲を拡大（事業者に対する指導、助言、勧告の適用範囲の拡大に併せた変更）

2 こども本の森構想

報告の趣旨

【担当：市民センター こども本の森構想推進準備室】

世界的建築家・安藤忠雄氏が提唱する「東北復興のシンボルはこどもたちの未来である。」という想いを形にするプロジェクトにより、本市に「こども向け本の施設」を安藤氏が整備し、市に寄贈する意向が示されている。市では、この施設を含め、「まちなか」を「子育てゾーン ~わらすっこの居場所=本の森構想~」としていくための検討を始めている。

報告概要

1 背景

安藤忠雄氏から、遠野文化研究センターの赤坂憲雄所長、西館好子顧問を介して、遠野市に「こども向けの本の施設」の整備提案があった。

市では、安藤忠雄氏、赤坂所長、西館顧問と協議を重ね、まちなかの古民家を活用した「こどもの本の施設」整備に向けて検討していくことで合意した。

なお、安藤忠雄氏が中心となって進めている、東日本大震災遺児・孤児育英資金「桃・柿育英会」は、被災3県に育英資金を贈っており、2020年には、総額約50億円になる見込みである。

2 経過

- H31.1月 赤坂所長、西館顧問から、市に「こども向け本の施設」について提案がされる。
- 6月 遠野文化研究センター運営委員会内に検討チーム設置
- 7月 市長が安藤忠雄建築研究所を訪問
- 8月 安藤忠雄氏講演会 at 遠野市を開催（約600名の参加）
- 10月 検討チームが市長に対して、プロジェクトの「コンセプト・シート」を提出
- R2.1月 こども本の森構想懇談会及び第1回WG合同会議開催
第2回WG会議開催

3 「こども向け本の施設」の整備方針

- (1) 施設整備場所 旧 三田屋敷地内
- (2) 改築の考え方
 - ・図書館とは異なる機能を持った、こども向けの本の施設(居場所)
 - ・現在の外観や間取りを基本とし、既存の材料を活用した建て替え(遠野町5区自治会集会施設等への活用にも十分配慮)
- (3) 改築費用等の負担
 - ・改築費用は、ほぼ全額を安藤忠雄建築研究所が負担(安藤忠雄建築研究所が、旧 三田屋の建物及び用地を市から借り受け設計・施工。完成後に施設を市に寄付)
 - ・市は、本棚等の備品に係る費用を負担
 - ・本は、マスコミ等を活用したキャンペーンにより、全国に寄贈を募る。併せて、運営資金等も募る。
- (4) 改築スケジュール(予定)
 - ・着工：令和2年8月
 - ・完成見込：令和3年3月
 - (建物完成後、内部の本の展示、整理を行いオープニングに向けて準備)

4 今後の日程

- R2.4月 安藤忠雄建築研究所と遠野市で、施設の寄附に係る「覚書」を締結。全国から本の寄贈と運営資金等を募集
- 6月 市議会定例会に「負担付寄附の受納」の議案を提出
- 9月 市議会定例会に施設新設に係る「設置条例」を提出

旧三田屋配置図



旧三田屋の主な配置

築約120年



敷地面積 約2,600㎡

3 道の駅「遠野風の丘」の改修計画

報告の趣旨

【担当：環境整備部 まちづくり推進課】

道の駅「遠野風の丘」は、店舗内通路が手狭であることや、築21年が経過し経年劣化が生じ、施設利用者に不便を来している。また、同施設は、岩手県広域防災拠点配置計画において、「防災拠点」として位置付けられているものの、防災機能が十分に整備されていないなど、施設の課題が生じている。更には、釜石自動車道の全線開通によって利用者も多様化し、SA的機能も求められていることから、施設の改修による魅力向上を図る。

報告概要

1 遠野風の丘の課題と機能充実の方針

(1) 施設（店舗）

- ・店舗工エリアの通路幅や売場面積が狭く、来場者・従業員ともに不便を感じている。
- ・開業から21年が経過し、施設や設備全体に経年劣化が発生
- ・バックヤードや倉庫が機能的に使われておらず、再配置が必要
- ・施設のトイレが管理エリアにあり、来場者と管理者が混在しセキュリティ上問題がある。
- ・飲食・休憩エリアの動線が悪い。

◎方針

- ・既存建物の改修による産直、売店エリアの拡張
- ・既存建物の増築によるテナントエリア、飲食エリアの拡張整備
- ・既存建物のレイアウト見直しによる客動線及び作業動線の見直し

(2) 防災機能

- ・遠野風の丘は、遠野市地域防災計画や岩手県広域防災拠点配置計画で「防災拠点」として位置付けられているが、防災機能が十分に整備されていない。

◎方針

- ・道路利用者等の一時避難に対応できる駐車場の整備
- ・道路利用者等の一時避難、支援部隊の会議、炊き出し、物資保管、災害時の情報発信に対応できる機能を既存建物に確保

2 施設の改修概要

(1) 改修内容

- ① 眺望を生かしたフードコートの整備
- ② 新商品開発と販路開拓の拠点整備
- ③ 販売促進用展示・スタジオブースの整備
- ④ 情報発信機能の充実
- ⑤ 防災機能の強化

(2) 事業費

建築工事費 587,400千円（仮設店舗設置含む）
（うち地方創生拠点整備交付金（総務省）260,750千円）

3 スケジュール

令和2年度 仮設店舗設置工事、既存建物改修・増築工事

4 関連施策

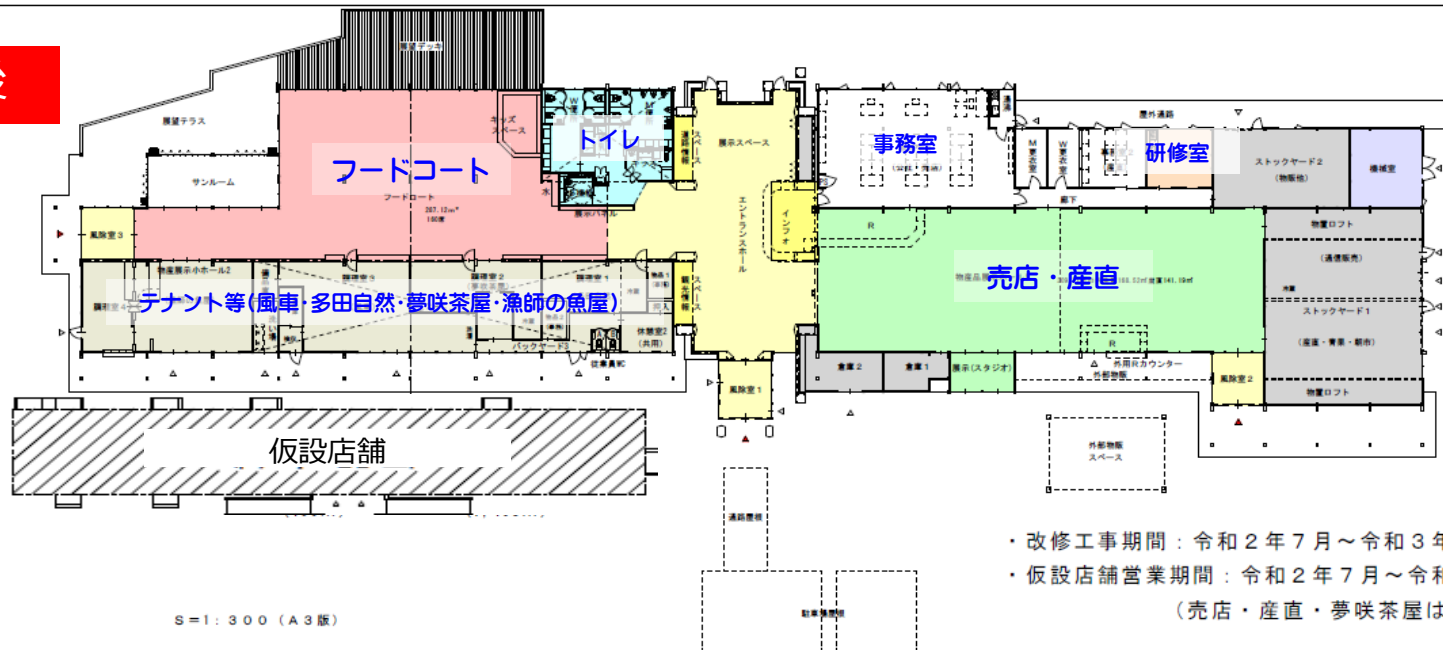
遠野ふるさと公社の経営体強化

- ① 遠野ふるさと公社の経営力向上
- ② 新たな商品の開発と販路開拓
- ③ 地場産品のブランド化・六次産業化
- ④ 市内及び周辺地域の観光情報の提供
- ⑤ 道の駅の連携

（地方創生推進交付金（総務省）R2予算申請中）

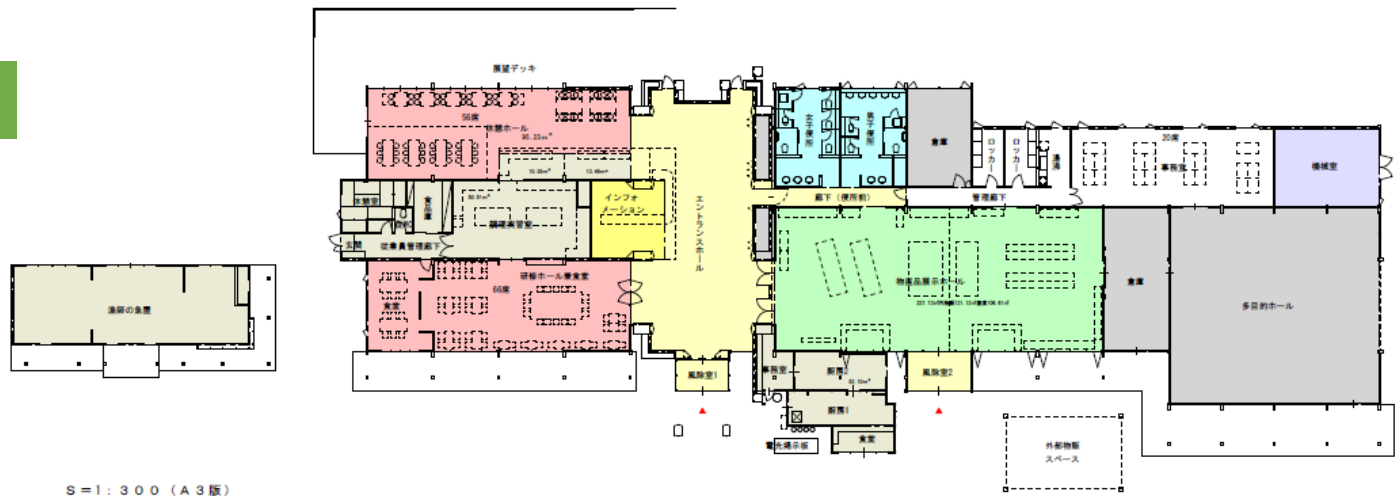
道の駅「遠野風の丘」改修計画

改修後



- ・改修工事期間：令和2年7月～令和3年3月
- ・仮設店舗営業期間：令和2年7月～令和3年3月
（売店・産直・夢咲茶屋は9月から）

改修前



4 令和元年度市長と語ろう会開催結果

報告の趣旨

【担当：総務企画部 政策担当】

「小さな拠点による地域づくり」をテーマに、市内11地区で開催した「市長と語ろう会」について、その内容をお知らせします。

報告概要

1 趣旨

市長が、小さな拠点による地域づくりの取組及び地域課題等に対する意見・提言を市民から直接伺い、「遠野スタイルによるまちづくり」を推進することを目的に、市民の主體的な市政参画の場として本懇談会を開催する。

2 テーマ

小さな拠点による地域づくり（※地区勉強会を踏まえた内容）

3 内容

- ・小さな拠点による地域づくりの取組について
- ・安心・安全な地域づくりのための消防団再編計画について

4 開催期間

令和2年1月26日（日）～令和2年2月12日（水）

5 開催結果

参加者の状況

ア 総参加者数 392人（男性290人・女性102人）

イ 平均出席人数 35.6人

6 提言内容

意見・提言総数 190件

区分	意見・提言数	主な意見・提言内容
小さな拠点	104件	・指定管理者制度への移行に伴う市の支援体制について ・指定管理者制度の周知方法の拡充について ・地区センターの職員体制及び雇用方法について ・市職員による地域づくりの参画について
消防団再編	27件	・行政区再編と消防団再編の考え方について ・平日の消防団員不在時の出動体制について ・企業の消防活動への理解と協力について
その他	59件	・農林業の振興について ・空き家対策について ・子育て支援、移住定住への取組について
計	190件	

1 地区別の出席者状況

町	年 代								性 別	
	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上	合計	男	女
遠野			10	7	45	43	7	112	63	49
綾織				2	15	16		33	22	11
小友		3	2	3	17	3	1	29	24	5
附馬牛				5	6	7	1	19	13	6
松崎		3		3	7	6	1	20	16	4
土淵		3	3	9	30	4	2	51	45	6
青笹			1	6	12	11		30	23	7
上郷		2	1	1	13	15	2	34	31	3
宮守				3	8	9		20	18	2
達曽部	1			1	13	4	4	23	16	7
鱒沢			1	1	14	5		21	19	2
総 計	1	11	18	41	180	123	18	392	290	102
割 合	0.3%	2.8%	4.6%	10.5%	45.9%	31.4%	4.5%	100%	74.0%	26.0%

2 出席者からの主な意見

【肯定意見】

- ・制度に賛成。交通や福祉、産業等、地域の特色にあわせたビジョンも必要。
- ・今までは、人口が増えていく過程で作られたもの。人口減・高齢化が進む中で、難しいものに取り組んでもらっている。
- ・指定管理者制度への移行にあたり、現在の職員と一緒に働き、事務引継ぎができる配慮を。
- ・使うのは大切な税金。地域に喜んでもらい、活性化を大前提に地域づくりを進めたい。
- ・丸ごと相談員との連携により地域が変わった実感がある。
- ・行政区再編は急いでやるべき。
- ・小さな拠点による地域づくりは、より小さな動きができると思う。

【要望・提言】

- ・熟考していない市民への制度浸透を。
- ・安心安全な暮らしができるという具体が見えないので、理解しにくい。
- ・応援室、地区担当職員の具体的内容が分からない。
- ・将来的には若い人にやってもらわなければいけない。会社やPTA、総会などへ出向いての説明があるとよい。
- ・体協や安協など上部組織がある団体との関係があり、町だけでは調整が難しい。
- ・地域雇用職員の給与計算などの負担が心配
- ・300万円交付金はハード整備でなく、地域を盛り上げるために使うべき。
- ・市職員も地域の人。協力してほしい。
- ・鱒沢地区センターの早期整備を。